

(様式2 表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名 <u>子育て政策課</u>	No. 10
許認可等の内容		養育医療の給付（養育医療に要する費用の支給）	
根拠法令及び条項		母子保健法第20条	
審 査 基 準	関係条項	母子保健法施行令第2条、母子保健法施行規則第9条、 小田原市養育医療に関する規則	
	基準 (未設定の場合はその理由)	母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で次のいずれかの症状等を有しており、指定養育機関の医師が入院養育を必要と認めたものに対して給付を行い、又は養育医療に要する費用を支給する。 1 出生時体重が2,000グラム以下のもの 2 生活力が特に薄弱であって次のいずれかの症状を示すもの (1) 一般状態 ア 運動不安又はけいれんがあるもの イ 運動が異常に少ないもの (2) 体温が摂氏34度以下のもの (3) 呼吸器、循環器系 ア 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの (裏面に続く)	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）	
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数14日（休日は含まない。）	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）	

(様式2裏面)

審 査 基 準	基 準	<p>イ 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあり、又は毎分30以下のもの</p> <p>ウ 出血傾向が強いもの</p> <p>(4) 消化器系</p> <p>ア 生後24時間以上排便のないもの</p> <p>イ 生後48時間以上嘔吐が継続しているもの</p> <p>ウ 血性吐物、血性便のあるもの</p> <p>(5) 黄疸^{だん}</p> <p>制度数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの</p>
------------------	--------	---